

提供日 2022/01/17  
タイトル 第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（案）に関する  
県民意見提出手続（パブリックコメント）を実施しま  
す。  
担 当 暮らし・環境部 環境局環境政策課  
連絡先 地球環境班  
TEL 054-221-2208



## 第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（案）に関する県民意見提出手続（パブリックコメント）を実施します。

静岡県地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条及び静岡県地球温暖化防止条例第8条に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

改定版第3次静岡県地球温暖化対策実行計画（ふじのくに地球温暖化対策実行計画）の策定（平成27年3月）以降、地球温暖化対策を取り巻く状況は大きく変化し、国内では、2020年10月に首相が「2050年カーボンニュートラル宣言」を行うなど、脱炭素社会に向けて大きく舵が切られました。

第3次計画が令和3年度で終了することから、こうした社会情勢や環境課題の変化に適切に対応するため、脱炭素社会実現に向けた新たな目標とそのための施策を定めた「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を策定することとしました。

このたび、計画案をまとめましたので、県民の皆様から広く意見を募集します。

### 1 意見募集期間

令和4年1月17日（月）から2月7日（月）まで

### 2 意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。

なお、いただいた御意見の内容について、照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。

### 3 資料の閲覧方法

静岡県ホームページ

[http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc\\_bosyuu](http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc_bosyuu)

（「ホーム」→「県政情報」→「行政改革・情報公開」→「静岡県の情報公開」→「政策形成過程情報・県民意見提出手続」）



### 4 意見の提出先

- (1) 持参、郵送の場合  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
暮らし・環境部環境局環境政策課（県庁西館6階）
- (2) ファクシミリの場合  
054-221-2940（暮らし・環境部環境局環境政策課）
- (3) 電子メール  
kankyou\_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

### 5 留意事項

いただいた御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。

御意見を提出された方に対して、個別には回答いたしませんので、御了承ください。